

## 《参 考》

### ○不法アマチュア無線及びアマチュア無線の違法運用

免許を受けずにアマチュア無線機を使用すると不法アマチュア無線局となる。  
免許を有していても自局の呼出名称を発出しないで運用したり、タクシーの配車等の業務でアマチュア無線を使用すると電波法違反となる。

### ○不法パーソナル無線局

免許を受けずパーソナル無線機を使用した場合、又は免許は受けているが、改造したパーソナル無線機を使用した場合、不法パーソナル無線局となり携帯電話や防災行政無線等重要無線通信に妨害を与える恐れがある。

### ○不法船舶無線局及び不法簡易無線局

免許申請や再免許の手続きを怠るなど、免許が失効したまま無線機を使用すると不法無線局となる。

### ○外国製無線機器（FRS（Family Radio Service）、GMRS（General Mobile Radio Service）、ベビーモニター）

日本国内での使用が認められない無線機で、使用すると不法無線局となる。  
防災行政無線、放送事業用無線や携帯電話基地局等重要無線通信に妨害を与える恐れがある。



外国製無線機器 (FRS/GMRS)



外国製無線機（ベビーモニター）

### ○技術基準適合証明マーク

外国規格の無線機を日本国内で使用するためには、日本の技術基準に適合していることを証明する必要があります。

証明を受けた無線機には技術基準適合マーク（技適マーク）が付されています。



（技適マークの例）